

東京地裁昭和五五年（行ウ）第一二号、五八・一・二〇判決

判 決

原 告 東京流機製造株式会社

被 告 中央労働委員会

被告補助参加人 総評全国金属労働組合神奈川地方本部

被告補助参加人 総評全国金属労働組合神奈川地方本部東京流機支部

(主文)

- 一 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

(事実)

第一 当事者の申立て

一 原告

- 1 原告を再審査申立人、被告補助参加人兩名を再審査被申立人とする中労委昭和五一年(不再)第五五号事件について、被告が昭和五四年一二月一九日付でなした命令を取消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

二 被告および被告補助参加人兩名
主文と同旨。

第二 当事者の主張

一 請求原因

- 1 神奈川地方労働委員会(以下「地労委」という。)は、被告補助参加人兩名が原告を被申立人として申立てていた不当労働行為救済申立事件(神労委昭和五一年(不)第三号、同第七号)について、昭和五一年六月一八日付で別紙二の命令書記載のとおり命令(以下「初審命令」という。)を発した。原告は、右初審命令を不服とし、被告に対して再審査の申立てをしたところ(中労委昭和五一年(不再)第五五号)、被告は、昭和五四年一二月一九日付で別紙一の命令書記載のとおり命令(以下「本件命令」という。)を発し、この命令書は、同年同月二九日原告に送達された。

しかしながら、本件命令はつぎのとおり違法であるから、その取消しを求める。

2 本件命令の違法性

(一) 本件命令書理由第一(当委員会の認定した事実)に対する認否

- (1) 「当事者」については、「神奈川地本」および「支部」の組合員数は不知、その余は認める。
- (2) 「労働時間短縮問題について」の「本件の発生に至るまでの経緯」は認める。

「本件の経緯」についての①、②、⑥ないし⑧、⑩記載の各事実はいずれも認める。③のうち、協定の締結が合理化対策の実施を円滑に行うためとの点は否認、支部が一時帰休の実施や希望退職者の募集の問題の対応に追われていたとの点は不知、その余の記載事実は認める。④のうち、支部が時間短縮に関する問題は団体交渉で折衝すべき事項であると

主張したとの点は否認し、その余の記載事実は認める。⑤のうち、労使が対立したことは認めるが、各主張内容については否認する。⑧のうち、昭和五一年一月二八日に時間短縮に関する団体交渉が行なわれ、席上、会社が「労働協約解約通知書」を支部に手交したこと、および、会社は「今回提案した時短案をとにかく五月から実施する。」と通告し団体交渉は終わったことは認めるが、その余の記載事実は否認する。

「本件申立て後の経緯」についての①、③記載の事実は認める。②のうち、「譲歩案」である点は否認し、その余の記載事実は認める。

- (3) 「組合費の給料からのチェック・オフ廃止通知について」の(1)のうち、支部が会社に対し文書をもってチェック・オフを依頼したことは不知、その余の事実は認める。同(2)の事実は認める。同(3)のうち、会社が自分の間チェック・オフの廃止を猶予する表明をしたことは否認し、その余の事実は認める。

(二) 初審命令主文第一項にかかる事項についての違法

(1) 認定の誤りの違法

原告は、組合(被告補助参加人総評全国金属労働組合神奈川地方本部東京流機支部)の参加は得られなかったが、労使の審議機関ともいべき時間短縮委員会を六回開催し、委員会から答申された二案のうちの一つを採用し、これを組合に提示し、労働時間短縮の実施までに七回もの団交を重ねている。被告は、本件命令において、これらの団交を「団体交渉を実質的に拒否」あるいは「団体交渉の実質を備えたものとは言い難い」と認定しているが、不誠実団交であったか否かは団交の経過全体を通じて判断すべきところ、労働時間短縮問題に関して、如何なる時短案に対しても一日の労働時間の延長を認めないとする方針が組合にはあり、会社(原告)は、一日の労働時間を延長しなければ休日を増やせないとの生産コストから割り出した基本方針があつて、その対立が平行線を辿り、組合の時短委員会への参加拒否となり、団交が進展しなかったとの交渉経過をつぶさに検討すれば、原告が不誠実な団体交渉をしたと認定することは一方に偏しているといわざるを得ない。

(2) 被救済利益が存在しないのに救済した違法

原告は、労働時間短縮問題につき、組合と実質的な団体交渉により協議を尽くしているので、被救済利益は消滅している。

(3) 申立てのない事項について命令した違法

救済申立てによれば「労働時間の変更について、申立人との団体交渉で協議の整わない場合には、一方的に実施しないこと。」となっており、極めて抽象的、包括的な救済申立てであるのに対し、具体的、個別的な事項を含む命令をなしたこと、また、さらに、そのような事項が手続上攻撃防禦の対象となることを明確にしなかったことは、申立てのない事項について判断したものであり、違法である。

(三) 初審命令主文第二項にかかる事項についての違法

(1) 認定の誤りの違法

労働組合法第一五条三項は、チェック・オフの解約の自由を認めており、文言上何ら制約がないところ、原告は、チェック・オフ協定はなかったが、この規定にのっとりチェック・オフの廃止通告をしたものであり、右通告は救済申立書が原告に交付される前になしたものであるから、「被告の救済申立てに対する報復を意図して通告した」との判断は誤っている。

(2) 被救済利益が存在しないのに救済した違法

原告は、地労委での初審において、昭和五一年一〇月までチェック・オフを廃止しない旨言明し、本件で問題とされている同年五月からのチェック・オフの廃止通告を実質上撤回することを明らかにしたのであるから、救済の対象は消滅しており、被告の救済命令はその対象がないのに命令を発した違法がある。

(3) 労働基準法第二四条違反

本件チェック・オフが慣行として行われてきたことは労働基準法第二四条違反であり、チェック・オフ廃止の撤回を命ずることは、使用者に労働基準法違反行為の継続を命ずることになり、許されない。

(四) 初審命令主文第三項にかかる事項についての違法

労働時間短縮問題については、従業員のほとんどが歓迎していたことであり、その後原告案に従って実施し、何ら問題が生じていない。また、現在では組合とも協定し、昭和五五年一月一日から完全週休二日制を実施しており、組合との間にも何ら問題が生じていない。したがって、原告に、大きな板を掲げて陳謝させるのは相当でない。チェック・オフについても陳謝板の掲示を求めるのは不当である。会社対組合という組織体間に限られた問題を対象としているのであるから、仮に陳謝させる必要があるとしても、文書の交付にとどめるのが相当である。

二 請求原因に対する被告及び被告補助参加人らの認否

- 1 請求原因1を認める。
- 2 同2の主張を争う。

三 被告の主張

本件救済命令は、命令書記載のとおり理由に基づいて出されたものであって、もとより正当な命令である。原告の本訴請求は理由がない。

四 被告補助参加人らの主張

- 1 原告は、労働時間短縮問題に関し、組合と一度も誠実に団体交渉をしたことはない。原告は、労働時間短縮の実施までに七回の団交をなした旨主張しているが、その実態は不誠実団交の典型例と云うような内容のものであった。組合が時間短縮委員会に出るべきかどうかは組合が自主的に決定すべきことであるところ、原告が右委員会に組合を参加させようとしたのは、委員会での審議を口実に組合との団体交渉を拒否し、ひいては組合の交渉当事者能力を否認し、組合の威信を低下させるためであることは明らかであった。

- 2 被告補助参加人らは、救済申立書において、明らかに時間短縮の団体交渉についての救済を求めたと申し立てており、また、組合の団体交渉申入れの内容、時期については初審、中労委において明らかになっており、双方当事者の攻撃防禦がつくされているから、いかなる救済申立てがなされているかという解釈において、原告の主張する見解を入れる余地はない。
- 3 原告のチェック・オフ廃止の意図は、組合弱体化をねらったものであることは明らかである。原告は、チェック・オフ廃止通知を撤回した旨主張しているが、本件チェック・オフ廃止があまりにも明白な不当労働行為であるため、原告は、地労委からの勧告で一時的に廃止を猶予してとりつくろったが、結局、予定通りチェック・オフを廃止して現在に至っており、原告のチェック・オフ廃止は昭和五一年二月二〇日の通告書によってその意思が明示され、以後一貫して撤回されることなく、現在に至るもチェック・オフは廃止されているものである。

第三 証拠

一 原告

- 1 甲第一号証、第二号証の一、二、第三ないし第一〇号証、第一一号証の一、二、第一二、第一三号証、第一四号証の一ないし七、第一五ないし第一八号証、第一九号証の一ないし四
- 2 証人Y 1、同Y 2
- 3 乙第二七号証の成立は否認、第二二号証、第三五ないし第四〇号証、第四五、第四六号証、第四八ないし第五〇号証、第六八号証、第七一号証、第七三、第七四号証、第一三六、第一三七号証、第一四〇ないし第一四二号証、第一五八ないし第一六四号証、第一六七号証、第一七一ないし第一七三号証、第一八二号証、第一八七号証、第二三九ないし第二四五号証の各成立は不知、その余の乙号各証の成立はいずれも認める。

二 被告

- 1 乙第一ないし第二五三号証
- 2 甲第一四号証の一ないし七、第一五号証、第一八号証、第一九号証の一ないし四の各成立は不知、その余の甲号各証の成立はいずれも認める。

三 被告補助参加人ら

- 1 証人X 1
- 2 甲第一四号証の一ないし七、第一五号証、第一八号証、第一九号証の一ないし四、の各成立は不知、その余の甲号各証の成立はいずれも認める。

(理由)

一 当事者

- 1 原告が、肩書地に本社および工場を有し、土木・鉱山用建設機械の製造・販売を業とする株式会社であることは、当事者間に争いがなく、成立に争いのない乙第二二四号証によれば、昭和五一年四月現在で、従業員数は九四名であることが認められる。
- 2 被告補助参加人総評全国金属労働組合神奈川地方本部(以下「神奈川地本」という。)は、神奈川県下の機械金属産業に従事する労働者で組織された労働組合

であることは、当事者間に争いが無い。

- 3 被告補助参加人総評全国金属労働組合神奈川地方本部東京流機支部(以下「東京流機支部」という。)は、原告従業員で組織された労働組合で、神奈川地本に加盟していることについては、当事者間に争いがなく、成立に争いのない乙第二二四号証によれば、昭和五一年四月現在の組合員数は三四名であることが認められる。

二 本件救済命令の成立

被告補助参加人両名が原告を被申立人として申立てていた不当労働行為救済申立事件(神労委昭和五一年(不)第三号、同第七号)について、地労委は昭和五一年六月一八日付で別紙二の命令書記載のとおり初審命令を発したと、原告は、右初審命令を不服とし、被告に対して再審査の申立てをしたところ(中労委昭和五一年(不)第五五号)、被告は、昭和五四年一二月一九日付で別紙一の命令書記載のとおり本件命令を発したと、本件命令書は、昭和五四年一二月二九日原告に送達されたこと、以上の事実は当事者間に争いが無い。

三 本件の経緯

次の各事実については当事者間に争いが無い。

- 1 原告は、これまでに昭和四二年七月、昭和四七年一〇月、昭和四九年二月の三回にわたって労働時間の短縮を実施してきた。その実施の方法は、第一回の昭和四二年の時間短縮については、団体交渉の合意に基づいて時間短縮委員会を設置し、その答申を得て実施され、その他の時間短縮については、団体交渉で合意し、労働協約を締結のうえ実施された。
- 2 右第三回の時間短縮が実施されてまもなく、隔週土曜日の休日を要求する時間短縮問題が被告補助参加人東京流機支部から提起された。すなわち、昭和四九年一月一日、被告補助参加人東京流機支部は年末一時金の要求を行うに際し、時間短縮についても「現行一日の労働時間(七時間一〇分)は、これを維持しつつ、隔週土曜日を休日とすること」との附帯要求を行った。この時間短縮要求につき、労使は、同年一二月一七日、「昭和五〇年一月末日までに会社案を提出し、協議する。」との協定を締結した。
- 3 昭和五〇年一月三十一日、原告は、右協定に従って被告補助参加人東京流機支部に対し、「月二回土曜日を休日とする。但し、春休み一日、お盆休み三日は通常通り出勤とし、一日の労働時間を七時間三〇分とする。」との案を提出した。なお、この案によると、現行の労働条件に比較し、年間所定総労働日数は一八日、同労働時間は三九時間それぞれ減少する。
- 4 その頃、会社は深刻な経営危機に直面しており、一時帰休の実施や希望退職者の募集を行うなどの状況にあったため、右時間短縮問題に対する労使の折衝は一時棚上げとなった。
- 5 昭和五〇年二月二八日、原告と被告補助参加人東京流機支部は、「会社がその責任において行う組合員の配転、出向、帰休、希望退職、退職勧告、解雇および工場閉鎖、会社解散等労働条件を変更する場合は、事前に組合と充分協議する。」旨の協定を締結した。

6 昭和五〇年九月に入って、原告は、米国のインガーソルランド社と業務提携し、経営危機を回避し得る見通しがたったので、同月一六日、団体交渉の席上で時間短縮問題に関する一月三十一日の会社案を提示し、その処理方法として委員会を設置して審議したいと被告補助参加人東京流機支部に申し入れた。

ついで、一〇月六日、原告と被告補助参加人東京流機支部は、「時間短縮問題については継続審議する。」ことに合意し、協定を締結した。

7 昭和五〇年一〇月二〇日、時間短縮に関する団体交渉が開かれ、原告は、週休二日制を積極的に進めたいが、一日の労働時間を延長せざるを得ないと述べ、今後、委員会を設置し審議を行いたいと提案したところ、被告補助参加人東京流機支部は、委員会方式には反対である旨述べるとともに、現行の一日の所定労働時間を維持し週休二日制を実施し、さらに、メーデー、創立記念日を休日とするよう要求し、結局、物別かれに終わった。

引き続き、十一月一八日も団体交渉が行われたが、双方とも従来の主張を繰り返すのみで進展はなかった。

さらに、一二月一日頃にも団体交渉が行われ、原告側は社長も出席し、従来の主張(委員会方式)を述べたうえ、一般従業員の希望もあり、時間短縮委員会を設置するので、委員を出すよう被告補助参加人東京流機支部に要請したが、同支部はこれを拒否した。

8 昭和五〇年一二月八日、被告補助参加人東京流機支部との交渉が進展しない状況の中で原告は同支部に対し、次のとおり時間短縮委員会の設置を通知した。

- (1) 翌年一月一日より隔週五日制の実施を目標に委員会を設置し審議したい。
- (2) 委員の構成は、会社代表三名、同支部代表三名、一般従業員代表三名とする。
- (3) 支部代表委員を一二月一〇日までに選出し会社に届出てもらいたい。

なお、支部代表委員の選出がない時は、会社代表と一般従業員代表のみにより審議し実施する。

9 昭和五〇年一二月一五日、被告補助参加人東京流機支部は、原告に対し時間短縮委員会への参加を拒否し、時間短縮問題に関する団体交渉を行うよう申し入れた。

これを受けて一二月二五日に団体交渉が行われたが、原告は委員会方式による処理を、支部は団体交渉による処理を、と従来の主張を繰り返すのみで進展はなかった。

10 一方、時間短縮委員会は、被告補助参加人東京流機支部の代表の参加のないまま、会社及び一般従業員代表をそれぞれ四名に変更し、八名を構成メンバーとして数回にわたって開催し、時間短縮問題を審議した結果、昭和五〇年一二月二五日、原告に対し二つの時間短縮案を答申した。これを受けた原告は、翌二六日、そのうちの一案を会社案として決定した。

その内容は次のとおりである。

- (1) 原則として毎月第一、第三土曜日およびメーデーを休日とする隔週五日制とし、盆休み(三日)を廃止し、八月のみ毎週土曜日を休日とする。

- (2) 隔週五日制実施に伴う一日の所定労働時間数は七時間三〇分とし、始業時刻は午前八時二〇分、終業時刻は午後四時五〇分、休憩時間は一時間とする。
- (3) 被告補助参加人東京流機支部の同意があれば早急に実施する。

なお、実施に伴う休日の増加は二一日、短縮される年間総労働時間数は五七時間一〇分であり、その結果、年間総労働時間数は二〇二五時間となる。

- 11 昭和五一年一月二八日、時間短縮に関する団体交渉が行われた。席上、原告は、右時間短縮に関する会社案を記載した文書および現行の労働時間に関する労働協約を解約する旨を記載した「労働協約解約通知書」を被告補助参加人東京流機支部に手交した。交渉は進展がなく、原告は支部に対し「今回提案した時短案をとにかく五月から実施する。」と通告し団体交渉は終わった。
- 12 被告補助参加人兩名は、昭和五一年二月一二日、地労委に救済申立てをなした。
- 13 昭和五一年二月一四日、団体交渉が行われたが、双方とも従来主張を繰り返した。
- 14 昭和五一年三月二二日、団体交渉が行われ、席上、被告補助参加人東京流機支部は、一日の所定労働時間を七時間三〇分とするとの会社案に同意するが、休日は会社案に八日ふやすとの案を提示し、原告は、これに対し、否定的態度をとりながらも、一応持ち帰り検討する旨述べた。しかし、三月三十一日、原告は、組合案によると会社案の大前提とする年間二〇〇〇時間の年間所定労働時間を大きく割ることになるとの理由で、組合案を拒否した。
- 15 その後、四月に入って、時間短縮問題と賃上げ交渉と併せて、四月七日、同月一四日、同月二〇日、同月二二日に、それぞれ団体交渉が行われたが、何らの進展がないままに終わり、結局五月一日から会社案どおりに時間短縮が実施された。
- 16 原告は、文書による協定はしなかったが被告補助参加人東京流機支部の求めに応じ、昭和三八年六月以来、業務多忙時も同支部がストライキ等の争議を行っているときも含め約一三年にわたってチェック・オフを行ってきた。

昭和五一年二月一〇日、同支部が臨時組合費のチェック・オフを原告に依頼したところ、原告は、二月二〇日、支部に対し、臨時組合費のチェック・オフは勿論、従来から行っていたチェック・オフについても五月分賃金以降、実施しない旨文書で通告した。なお、二月二七日、原告は支部の抗議に対し、チェック・オフを廃止する理由として、業務が多忙であることおよび組合費の徴収は本来組合自身が行うべきものであるとの理由で、本来の姿に戻すのであることを挙げて回答した。

しかしながら、原告は、地労委の審問の席上、当分の間チェック・オフの廃止を猶予する旨表明し、昭和五二年二月現在もチェック・オフは実施されていた。しかし、原告は、中労委の審問において、昭和五二年三月末日をもってチェック・オフをやめるつもりであると述べた。

四 不当労働行為の成否

1 団体交渉拒否について

(一) 憲法二八条は労働者の団体交渉をする権利を保障し、これを受けて労働組合法七条二号は使用者の正当な理由のない団体交渉拒否を不当労働行為として禁止している。団体交渉は、労働者の団体がその団結力を背景として、その構成員の労働条件について、労使対等の立場に立って自主的に交渉することをその本質とするものであり、右憲法および労働組合法の規定による団体交渉権の保障も、このような団体交渉を保障することを目的としたものと解される。したがって、使用者が団交要求を全面的に拒否しあるいは団交申入を事実上無視したりするような場合はもちろん、団体交渉自体は行われたが、使用者が労働者の団体交渉権を尊重して誠意をもって団体交渉に当たったとは認められないような場合も、前記規定により不当労働行為とされる団体交渉拒否に当たるものと解される。

ところで、本件において、労働時間短縮に関する団体交渉が何回か持たれたが、労使双方の合意による協約の締結には至らないまま、会社案による時間短縮が一方的に実施されたものであることは前示のとおりである。およそ、使用者は、団体交渉をして協約締結すべき義務まで負うものではないから、協約に到達しなかったからといって、常に使用者が誠意をもって交渉しなかったということになるわけではない。しかし、使用者は、労働組合が団体交渉を求めてきた場合には、最終的にはなんらかの合意に達し得なかったとしても、その団体交渉の過程においては自己の主張を相手方に十分に納得させるべく誠意をもって交渉に当たらなければならないから、使用者が、その努力を怠り、団体交渉が十分に進展していない段階において、一方的に当該事項について決定しこれを実施するような場合には不当労働行為となることがあるものというべきである。そこで、以下、このような見地から本件について検討する。

(二) 労使双方の主張の対立点

昭和四九年十一月、被告補助参加人東京流機支部が原告に対して本件の労働時間短縮要求を提示して以降、昭和五一年五月一日、原告が同支部との協約に到達しないまま会社案による時間短縮を一方的に実施するに至るまでの労使の意見の対立および団体交渉の進展状況等の概略は前示のとおりであって、原告が時間短縮問題の審議を会社、被告補助参加人東京流機支部、一般従業員の各代表で構成する委員会の場でなすことを主張したのに対し、被告補助参加人東京流機支部はあくまで時間短縮問題は団体交渉の場で協議していくことを主張したことが、本件時間短縮問題についての協議の進展の主たる障害であり、一方、時間短縮問題自体についての具体的内容の対立点は、原告が、隔週週休二日制を実施するためには、経営上、年間所定総労働時間数二〇〇〇時間以上を確保する必要があるところから、現行七時間一〇分の一日の所定労働時間を七時間三〇分に延長したいというのに対し、被告補助参加人東京流機支部は、一日の所定労働時間の延長は認め難いというにあった。そして、証人Y1の証言および弁論の全趣旨によれば、原告が時間短縮問題を委員会方式で処理したいと主張する理由は、昭和四二年の時間短縮の

際にも委員会を設置して審議したし、その後、重要問題の審議にあたっては「退職金改正に関する委員会」、「労働災害補償に関する委員会」、「給与委員会」等が設置されて審議した経緯があり、今回の時間短縮問題は人数において組合員数を上回る非組合員たる一般従業員の労働条件にも影響する事項であるから、一般従業員代表も含めた委員会方式で審議していくのが適当であるというにあり、一方、被告補助参加人東京流機支部が団体交渉による処理を主張する理由は、昭和五〇年二月二八日の協定で「労働条件を変更する場合は、事前に組合と協議する。」とあるし、同年一〇月六日の協定でも「時短については継続審議する。」とあるので、団体交渉で問題を煮つめるのが適当であるというにあり、さらに、同支部は、原告が委員会方式に固執するのは時間短縮問題を団体交渉で決定することを回避しようとしているものと判断したところから、委員会方式による処理にあくまで反対し続けたものであることが認められる。

(三) 原告の団体交渉に対応する態度

成立に争いのない乙第二四七号証ないし第二五三号証、証人X 1の証言によっていずれも成立の真正が認められる乙第一八七号証、同第二四一、第二四二号証、右乙第二五二号証および弁論の全趣旨によっていずれも成立の真正が認められる乙第二四〇号証、同第二四三ないし第二四五号証、証人Y 1の証言、被告補助参加人東京流機支部代表同X 1の各証言並びに弁論の全趣旨を総合すると、

- (1) 昭和五〇年一二月二五日までの団体交渉は、時間短縮問題を委員会方式で審議すべきか団体交渉の場で協議すべきかの議論に専ら終始し、時間短縮問題の具体的内容についての実質的協議はほとんどされなかったものである。
- (2) 原告は、昭和五一年一月二八日の団体交渉の際、時間短縮問題を団体交渉で協議するか否かについて、「団交でやるなどと約束したことはない。」「(時短問題を団交で)やれといっても、そんな法律どこにある。」「団交でやらなくても委員会で審議した。」などと発言して、時間短縮問題を団体交渉で協議する考えのないことを明らかにし、また、当日原告が提示した時間短縮についての会社案を今後団体交渉で煮つめていく気持はあるのかとの問いに対して、「案で出しているから、煮つめるって煮つめようがない。」「会社とすればこれが最終案だ。」「最終回答だから団交ではやらない。」「団体交渉をやっても煮つまらないという判断をした。」などと発言して否定的態度に終始し、被告補助参加人東京流機支部の「時間短縮問題の団体交渉を今後も申し込むので一応検討してほしい。」との要望に対して、「とにかく(今回提案した時短案を)五月から実施する。」と回答した。
- (3) 原告は、昭和五一年二月二四日の団体交渉の際、「一日の所定労働時間を七時間三〇分に延長したいとする会社案の具体的理由の説明をききたい。」との被告補助参加人東京流機支部の要望に対し、「そんなこと、

今言うんだったら委員会に出ればいい。」「今になって、その内容を説明しろとか何とかいうこと自体がおかしい。」などと反論しながらも、一応、原告の主張の根拠を説明したが、その説明内容は、「具体的には説明できない。」「隔週週休二日制は時代の趨勢であり、七時間三〇分の一日の所定労働時間は隔週週休二日制を採用しているところでは常識だ。」「年間所定総労働時間数二〇〇〇時間は会社の運営上から確保したい。」といった程度のものであって、他社の事例あるいは具体的な分析資料等を示しての詳細な説明はしなかった。

(4) 原告は、昭和五一年三月二二日の団体交渉の際、最終的には被告補助参加人東京流機支部の案を持ち帰り、委員会に計ったうえで文書で回答する旨述べたが、「組合は委員会に委員を出さなかったのだから、今となっては、もう時すでに遅い。」「今、組合からそういう案がでて、採用するわけにはいかない。」「一方において労働委員会に提訴されて、我々もそれに対する対応策を立てているから、今さら団体交渉でそんな問題を討議するのはおかしい。」などと発言し、団体交渉の場での右支部案の具体的審議は全くされなかった。

(5) 昭和五一年四月七日、同月一四日、同月二〇日、同月二二日の時間短縮問題についての団体交渉は、いずれも賃金値上げの団体交渉の合い間に行われたものであって、その所要時間はいずれも数分から一〇分程度の短時間のものであり、団交内容も、主として協約締結に至らないまま一方的に会社案による時間短縮を実施することの当否をめぐって、双方、相手方の従来の主張を非難し合ったにすぎないものであり、時間短縮問題についての双方の対立を解消するための協議は全くされなかった。

以上の事実が認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

(四) 本件労働時間短縮問題は、労働条件の変更に該当し、基本的には年間所定総労働時間数の減少という労働軽減を旨とするものであるが、一日の所定労働時間の延長等、労働者に不利益な労働条件の変更を伴う可能性も含まれているところから、団体交渉の対象となるべき事項であることは明らかである。ところで団体交渉の対象となる事項についての労使間の協議は、必ず団体交渉の方式で処理しなければならないわけではなく、労使双方の合意により、双方に便利で合理的な協議をなし得る方法で協議を煮つめることはむしろ望ましいことである。しかしながら、団体交渉の対象事項の協議を団体交渉に代えて他の方法で進めることは労使双方の合意があって初めて可能なものであり、双方とも団体交渉以外の方法でこれを協議することに応じなければならない義務を負うものではない。本件において原告が処理方式として主張した委員会方式はそれなりの合理性と必要性を有するものであることはその主張理由自体から肯認できるものであるが、右委員会是一般従業員をも混えての審議機関であること、出席人員も各三名と大巾な制約があることなどからして団体交渉と同視しうるものと認めることはできない。したがって、原告としては、委員会方式で協議を煮つめることについての被告補助参加人東京

流機支部の了解を得るべくあくまでも努力を続ける必要があったものであり、同支部のこの点に関する了解が得られない以上は、一方において、会社案を審議する方法として独自に委員会を設置することは許されるにせよ、他方において、同支部との協議を団体交渉の場において誠意を尽くして進めていくべき義務を負わされていたものと思料される。しかるに、団体交渉における原告の対応は前認定のとおりであって、団体交渉の席上で会社案の根拠について多少の説明をしたことは認められるが、その説明は客観的にみて相手方を納得させるに足る十分な説明とは認められないのみならず、原告は、時間短縮問題の具体的内容自体を団体交渉で協議して意見の一致点を見い出す努力をすることを拒否し、会社案を最終案であるとして押し付ける態度にでたものであって、原告の本件団体交渉における態度は、到底、誠意を尽くした態度であったと認めることができない。

以上判示したところ及び前記認定の諸事実をすべて総合して判断するとき、原告の右団体交渉に対する一連の態度は労働組合法七条二号にいう団体交渉拒否に該当し、不当労働行為となるものといわざるを得ない。したがって、この点に関する原告の主張は失当であり、本件救済命令には原告主張のような違法はない。

2 チェック・オフ廃止について

原告が従前なしてきたチェック・オフの経緯、チェック・オフ廃止通告とその後の経緯については前認定のとおりであるほか、証人Y2の証言によれば、チェック・オフは、昭和五二年四月以降、実際上も廃止されていることが認められる。

チェック・オフは、本来会社がその義務を負うものではなく、会社と組合との間のチェック・オフを行う旨の合意に基づいてこれをしている場合は、その合意の失効とともに会社がチェック・オフを廃止することは、特段の事情のない限り、支配介入の問題は生じない。しかしながら、チェック・オフを行う旨の合意を会社側が一方的に破棄する場合、あるいは明確な協定なしに事実上長期に亘って会社が異議なく実施していたチェック・オフを廃止するような場合には、チェック・オフの廃止を必要とする合理的事情が会社に存することを要するほか、廃止にあたっては交渉または話し合いによって相手方の了解を得るとか、相手方に不測の財政的混乱を生じさせないように準備のための適当な猶予期間を与えるなど、相当な配慮を要するものと解される。

しかるところ、本件においては、原告のチェック・オフ廃止の理由とするところは単に業務が多忙であるからというにあり、当該時期において特にチェック・オフを緊急に廃止しなければならないような事情が原告に存することを認めるべき証拠はなく、前認定のとおり、チェック・オフ廃止の通告には三カ月の猶予期間が設けられているが、その猶予期間も労働時間短縮問題についての会社案の実施時期と符節を合わせたものであり、しかも、本件廃止通告は、労使間において労働時間短縮問題についての団体交渉が事実上行き詰まって対立化している時期に、相手方に対するチェック・オフ廃止の必要性についての事前の説明も了解もなく、突然にその廃止の通告をしたものであって、その廃止についての通告時期

および方法において著しく相当性を欠いたものといわざるを得ない。

そうすると、本件チェック・オフの廃止の通告は、被告補助参加人東京流機支部が臨時組合費の徴収を原告に依頼したのを奇貨として、同支部の労働時間短縮問題の対応態度に対しての報復的意図から出たものと推認せざるを得ず、労働組合法七条三号の不当労働行為に該当するものと判断される。この点に関する原告の主張は理由がなく、本件救済命令に原告主張のような違法はない。

五 被救済利益の存否

1 誠実団体交渉命令について

原告は、労働時間短縮問題についての被告補助参加人東京流機支部との協議は既に団体交渉において実質的に尽くされているから、団体交渉を命ずる救済命令の被救済利益はないと主張するが、本件において、労働時間短縮問題についての両者間の協議が団体交渉の場において十分に尽くされたものと認められないことは前判示のとおりであるから、同支部が原告に対して本件労働時間短縮問題についての誠意ある団体交渉を求める被救済利益が消滅していると認めることはできない。

2 チェック・オフ廃止通知の撤回命令について

原告が昭和五一年二月二〇日にチェック・オフ廃止通知をなした後、地労委の審問の席上、当分の間チェック・オフの廃止を猶予する旨を表明してその実施を猶予したことは前認定のとおりであるが、右猶予をもって通知の撤回と認めることはできず、他に同通知が撤回されたことを認めるに足りる証拠はないから、撤回を求める救済の対象を欠くものとはいえない。また、原告がチェック・オフ廃止の通知をなしたことが不当労働行為と認められることは前判示のとおりであるから、その後に右猶予があっても、不当労働行為たる通知自体の撤回を求める救済利益は消滅するものではないというべきである。

六 初審命令第一項は申立てのない事実について命令した、との主張について

労働委員会は、申立人が申立をしていない事実について救済を与えることはできないが、申立人が請求する救済の内容については、労働委員会は、申立人の意思を推測して合理的にこれを解釈し、その解釈したところに適合する相当な救済命令を出すことができると解すべきところ、被告補助参加人らの地労委に対する申立は不当労働行為を構成する具体的事実として「時間短縮問題に関し会社が誠意ある団体交渉を行わない」と主張するものであることは成立に争いのない乙第一号証によって明らかであり、初審命令第一項はこれに対する具体的救済命令と認められるから、この点に関する原告の主張は理由がない。

七 チェック・オフ廃止通知の撤回を命ずることが労働基準法第二四条違反となる、との主張について

労働基準法第二四条の立法趣旨は、賃金の支払方法のいかんによって労働者の賃金収入による生活が脅かされる場合があることに着眼し、労働者を保護する目的で規定されたものであり、使用者の法的利益の保障を考慮したための規定ではないことは明らかである。したがって、右規定に反することを理由に本件命令の取消を求めることは行政事件訴訟法第一〇条第一項により許されないものと解される。原告

の右主張は、その余の判断をなすまでもなく、失当である。

八 ポスト・ノーティスを命ずることの相当性

労働委員会は、不当労働行為が認定される場合に、いかなる救済を与えるかに関しては広汎な自由裁量権を有しており、申立の趣旨に反しない限り、具体的事件に即してできるだけ不当労働行為がなかったと同じ状態に回復するための適当な処分を命じ得るものであり、一方、原告の本件労働時間短縮問題に関する団体交渉の対応態度が不当労働行為に該当するものと認められること前判示のとおりであるから、労働委員会が原告に対し、不誠実団体交渉を陳謝しかつ今後かかる行為を再び行わない旨を誓約させる旨の文書を掲示せしめることを命ずることは、相当の措置というべきであって、これをもって裁量権の範囲を逸脱したものと認めることはできない。

九 結論

以上によれば、本件救済命令には原告の主張するような違法はなく、原告の請求は結局理由がないことに帰するから、これを棄却することとし、訴訟費用について民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第一九部